商品概要説明書

金利優遇定期貯金「みのり」

（2026 年２月 26 日現在）

<table>
<tr><td>１．商品名</td><td>○金利優遇定期貯金「みのり」</td></tr>
<tr><td>２．販売対象</td><td>○個人の方
○以下の資金を対象とします。
（②～⑤は令和８年１月１日以降に振り込まれた資金を対象とします。）
①他金融機関より現金・他店券により持ち込まれた資金
②他金融機関より振り込まれた資金
③ボーナス（賞与）資金
④農産物販売代金
⑤共済金満期金</td></tr>
<tr><td>３．期　間</td><td>○定型方式……３年（複利型）</td></tr>
<tr><td>４．預入方法
（1）預入方法
（2）預入金額

（3）預入単位</td><td>
○一括預入
○100 万円以上 5,000 万円まで
※お客様おひとりあたり預入総額 5,000 万円まで
○１円単位</td></tr>
<tr><td>５．払戻方法</td><td>○満期日以後に一括して払い戻します。
○窓口での一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の１か月後の応答日以後に、１万円以上１円単位で、当ＪＡの中途解約利率により一部支払いが可能です。（ただし、一部支払い後の定期貯金残高が 100 万円以上必要です。）</td></tr>
<tr><td>６．利　息
（1）適用金利

９．中途解約時の取扱い	**〇満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **(1) 預入期間を３年の定型方式とした場合** **①６か月未満　・・・・・・・・・・　解約日における普通貯金利率** **②６か月以上１年未満　・・・・・　約定利率×４０％** **③１年以上１年６か月未満　・・・　約定利率×５０％** **④１年６か月以上２年未満　・・・　約定利率×６０％** **⑤２年以上２年６か月未満　・・・　約定利率×７０％** **⑥２年６か月以上３年未満　・・・　約定利率×９０％**
10. 貯金保険制度（公的制度）	**〇保護対象** **当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	〇苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店または苦情等受付窓口（電話：０５５－９５７－８０２８）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 〇紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ苦情等受付窓口またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	〇お取扱期間中であっても、募集総額（150 億円）に達した場合は、お取り扱いを終了させていただきます。 〇お取扱期間は、令和８年２月 26 日～令和８年３月 31 日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。　　ＪＡふじ伊豆